

## 第46回 規制改革推進会議 議事概要

1．日時：令和元年6月6日（木）13:38～14:16

2．場所：官邸4階大会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、飯田泰之、江田麻季子、古森重隆、高橋滋、新山陽子、野坂美穂、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、山本正己

（政府）安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、片山大臣、中根副大臣、舞立政務官、西村官房副長官、野上官房副長官、杉田官房副長官、和泉内閣総理大臣補佐官、長谷川内閣総理大臣補佐官、山崎内閣府事務次官、中村内閣府審議官、濱野内閣審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、石崎参事官、大森参事官、小見山参事官、小室参事官、谷輪参事官、長瀬参事官、福田参事官

4．議題：

（開会）

1．答申取りまとめ

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 こんにちは。「規制改革推進会議」第46回会合を開会いたします。

本日は、長谷川委員が御欠席です。

安倍総理は後ほどお見えになります。

片山大臣に御出席いただいております。中根副大臣、舞立政務官にもおいでいただいております。ありがとうございます。

では、片山大臣に一言御挨拶をお願いいたします。

片山大臣 本日も大変お忙しいところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の第5次答申に向け、昨年の10月から約8カ月の間に、各ワーキング・グループを含めまして100回以上に上る会議が開催され、精力的に御議論をいただきました。大田議長、金丸議長代理をはじめ委員の皆様方に改めて厚く御礼、感謝を申し上げる次第でございます。

なお、私は規制改革とともに男女共同参画、女性活躍推進も担務しておりまして、今般御議論いただいた各種国家試験などにおける旧姓使用の範囲拡大につきましては、会議で

取り上げられたもの以外の国家資格などにつきましても、この取組を促進し、女性活躍のための環境整備を図っていきたくて考えております。

また、今回は、現会議体で最後の本会議開催になると伺っておりますが、平成28年9月以来、3年間、安倍内閣は規制改革推進会議の累次の御答申を受けまして、規制改革は大きく着実に前進をさせていただいてまいりました。今般の答申につきましても、確実に規制改革実施計画に盛り込みたいと考えております。

皆様のこれまでのお力添えに改めて御礼を申し上げますとともに、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

大田議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、答申案についてお諮りいたします。事務局より、規制改革推進に関する第5次答申案について、御説明をお願いいたします。

小見山参事官 お手元の冊子に基づいて御説明申し上げます。

まず本題が「規制改革推進に関する第5次答申」案でございます。副題でございますが「～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」ということでございます。

1 ページ目、総論でございますが、「はじめに」。規制改革推進会議は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、設置期間は本年7月31日までの約3年間ということであります。昨年11月19日に規制改革推進に関する第4次答申を取りまとめたところであります。

2 ポツ、中ごろでございますが、今期の審議に当たって以下の点に注目した規制改革の審議を行ったということでございます。

として、第4次産業革命が様々な分野で革新的なイノベーションをもたらしていること。

少子高齢化に関連して、働きながら子育てや介護を行いやすい環境の構築が急がれること。

地方創生を力強く進める必要があることであります。

3 ポツの「(1) 審議テーマの決定と審議体制」でございます。今期の検討体制、行政手続部会、農林、水産、医療・介護、保育・雇用、投資等の各ワーキング・グループを設置したということでございます。

飛んでいただきまして5ページまで行っていただきまして、ここから「各分野における規制改革の推進」。まずは農林分野でございます。

「(1) ドローンの活用を阻む規制の見直し」であります。

飛んでいただきまして、4次答申にあった内容に加えて、7ページの「ウ 電波法に基づく規制」の実施事項のaでございますが、総務省は、ドローンの携帯電話の電波利用を拡大させるために、遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行可能とするよう必要な制度改正を行うということでございます。

飛んでいただきまして10ページ目「(4) 農協改革の着実な推進」でございます。

実施事項、農協改革集中推進期間の終了後も自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取り組みを促すということであります。

また少し飛んでいただきまして14ページ目の「(6) 畜舎に関する規制の見直し」でございます。

15ページ、実施事項でございますが、a、農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備するというところでございます。

17ページ「水産分野」でございます。

「(1) 改正漁業法の運用について」「イ 資源回復に向けたロードマップの策定」であります。

18ページ目、実施事項でございますが、魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行うということでございます。

18ページ目のエ、下のほうでございますが、漁業権制度の運用の透明化でございます。18ページ目の一番下の行、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っているとは公平かつ公正に判断することのできるよう基準を明確化し、技術的助言として発出するというところでございます。

19ページ目の下の(2) 流通に関する総点検でございます。

20ページ目の実施事項のbをごらんいただければと思いますが、不適正な取引を未然に防止するため、「取引適正化のためのガイドライン」を策定するというところでございます。

「(3) 海技士の乗組み基準の見直しについて」、20ページ目の下のaでございますが、近海を操業する中規模の漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正を行うということでございます。

21ページ目の(4) 魚病対策の迅速化であります。

22ページのdをごらんいただければと思います。全ての養殖地域において迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、体制を構築するというところでございます。

23ページ「3. 医療・介護分野」でございます。

(1) データ利活用の促進であります。

ア、自らの健診情報を利活用するための環境整備。

実施事項のbでございますが、データ提供や利活用に関する契約条項例などをガイドラインの形で示すということでございます。

24ページ目、ウをごらんいただければと思います。「データを活用した最適な医療サービスの提供のための包括的な環境整備」であります。

25ページ目、実施事項であります。医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始め

とするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得るということでございます。

飛んでいただきまして、34ページでございます。「保育・雇用分野」でございますが、「(2) 介護離職ゼロに向けた対策の強化」であります。

アの実施事項であります。介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向けた措置を講ずるということでございます。

35ページ「(3) 日本で働く外国人材への『就労のための日本語教育』の枠組み整備」であります。

37ページのエであります。実施事項のa、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準(日本版CEFR)のうち共通参照レベルと能力記述を策定するということでございます。

41ページまで飛んでいただきまして「5. 投資等分野」でございます。

「(1) 教育における最新技術の活用」であります。

42ページ、aであります。すべての児童生徒に対して最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に全ての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講じる。

bでございますが、「パソコン(タブレット等を含む)1人1台」(BYODを含む)を始め、あるべき教育基盤をできる限り早期に実現するため、必要な措置を講じるということでもあります。

43ページのdでございますが、「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方策について検討し、デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドラインを取りまとめる。デジタル化の利点を生かした児童生徒の学習に適切な教科書の媒体のあり方について検討し、必要な措置を講ずるということでもあります。

43ページの下、(2) フィンテックであります。

「ア 資金移動業者の口座への賃金支払」であります。

44ページ、実施事項をごらんください。資金移動業者の口座の賃金支払いについて、資金保全が確実に行われているか等を管理する仕組みや、その運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第、措置を講ずるということでもあります。

44ページの「ウ 前払式支払手段の払戻し」であります。

45ページの上であります。前払式支払手段の払戻しの可否について、本人確認義務が課されないことによる簡便性に留意しながら、検討を行うということでございます。

「エ 中小零細企業の資金調達の多様化」であります。

実施事項のaでございますが、中小零細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、海外の法制度の調査を行う。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより、円滑に答えられるよう、制度の見直

しの可能性を含む方策のあり方を検討するということでございます。

飛んでいただきまして51ページ「6. その他重要課題」であります。

「(1) 総合取引所の実現」であります。

右の52ページをごらんいただければと思います。実施事項のaであります。金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣による同意を運用するに当たって、既に商品取引所に上場されている商品については、取引参加者に当業者が含まれることを要件としないということであります。

b、貴金属等の大阪取引所への移管については、2020年度上半期を目途に移管できるよう、関係者との協議を行うということでございます。

53ページであります。「(3) 副業・兼業、テレワークにおけるルールの明確化」であります。

54ページの実施事項をごらんいただければと思います。労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しをすることについて、検討会における議論を加速化し、速やかに労政審において議論を開始し、速やかに結論を得るということであります。

55ページ「ウ 副業としての日雇派遣」であります。

実施事項、56ページであります。日雇派遣に関して、労働者保護に留意しつつ、副業の雇用機会を広げるために「副業として行う場合」の年収要件の見直しを検討し、速やかに結論を得るということでございます。

58ページから「行政手続コストの削減」であります。59ページをごらんいただければと思います。「重点的に取り組むべき事項」「個人事業主の事業承継時の手続簡素化」であります。

60ページをごらんいただければと思いますが、実施事項、aでございます。個人事業主の事業承継の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を求めている場合、生前贈与を含む事業承継の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずるということでございます。

下の(2) 中小企業を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現であります。

実施事項であります。中小企業を対象とする補助金、社会保険の就職、退職時等の手続について、法人共通認証基盤を活用し、一つのID・パスワードで簡単にオンライン申請ができるようにする、であります。

以上、主要な項目について御説明申し上げました。

大田議長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問、ございますでしょうか。

御異議がなければ原案を規制改革推進会議の第5次答申として決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定し、後ほど総理にお渡しいたします。

では、休憩といたします。

( 休 憩 )

大田議長 議事を再開いたします。

まず、第5次答申の主なポイントについて御説明いたします。

資料に基づいて、30秒ずつ御説明をお願いいたします。

まず農林ワーキングの飯田座長、お願いします。

飯田委員 農林ワーキング・グループにおきましては、農業の成長産業化に向けて精力的に調査審議をまいりました。具体的には農業用ドローンにおける携帯電話電波の利用拡大に向けた制度改正、肥料取締法の抜本的な見直し、畜舎等を建築基準法の対象から除外する特別法の検討、農作物栽培施設、いわゆる植物工場の立地規制の見直し等について取りまとめております。

私からは以上です。

大田議長 続いて、水産ワーキング・グループの野坂座長、お願いします。

野坂委員 水産分野については、水産業の成長産業化に向け、昨年成立した改正漁業法について、漁業権を付与する基準を明確化するなど、透明性の高い運用を求めたところで。また、水産物などの不適正な取引を防止するため「取引適正化のためのガイドライン」の策定を求めました。さらに、海技士不足に対応し、中規模漁船に関する海技士の乗り組み基準を見直すとともに、養殖業の産業インフラとして「かかりつけ獣医師」の制度の立ち上げなどを行うよう取りまとめました。

私からは以上です。

大田議長 医療・介護ワーキング・グループの林座長、お願いします。

林委員 ありがとうございます。

今期の医療・介護ワーキング・グループでは、世界に先立ち少子高齢社会を迎えた我が国の成長戦略の鍵と言うべきIoT、AIによるデータ利活用の促進に重点的に取り組みました。具体的には個人が自分の医療情報を電子的に入手、利用できる仕組み、健診データ利用契約、データ標準規格の確立、データ利活用のための包括的な環境整備について検討し、必要に応じ、今後の個人情報保護法制の議論につなげることなどを掲げています。

また、データヘルスの観点から、今国会で成立した社会保険診療報酬支払基金の70年ぶりの抜本改革、オンライン診療・服薬指導、電子処方箋の普及促進、がん遺伝子パネル検査による患者申出療養制度の活用支援などをフォローすることとしております。

大田議長 保育・雇用ワーキング・グループの安念座長、お願いします。

安念委員 保育・雇用ワーキング・グループが目指したのは、さまざまな事情を抱

えた人々が働き続けられるような働き方改革です。我が国の介護離職者は残念ながら依然として毎年10万人近くに及んでおります。そこで、今回の第5次答申では介護家族を抱える労働者の仕事と介護の両立支援制度の改革に特に注力をいたしました。具体的には、介護休暇制度でございます。

現行では半日単位でしか取得できませんが、より柔軟に時間単位で取得できるように提案をいたしました。なお、この改革が実現すれば介護離職者の75%を占めている女性がそのキャリアを継続するのにも効果があるものと期待しております。

以上です。

大田議長 投資等ワーキング・グループの原座長、お願いします。

原委員 第4次産業革命への対応として教育のバージョンアップは欠かせません。これまで、この会議では遠隔教育の中学での導入などに取り組んできましたが、さらにその先にAI活用で子供たち一人一人に応じた教育手法など、多くの可能性が広がっています。今回の答申では、世界最先端の教育を5年以内を実現するとの目標を定め、パソコン1人1台の早期実現、デジタル教科書のさらなる見直しなどを求めています。このほか、フィンテックへの対応、地銀の出資規制見直しなどを求めています。

以上です。

大田議長 行政手続部会の高橋部会長、お願いします。

高橋委員 事業者の行政手続コストは年間3億5000万時間、約9000億円に上っております。これを来年の3月までに20%削減すべく、各省庁の基本計画を点検いたしました。さらに、社会保険や補助金のオンライン手続のID・パスワード化、自治体ごとにばらばらであった保育園の入園の際の就労証明書の標準化などにも取り組んでまいりました。また、地方公共団体におきましても、行政手続コスト削減の取り組みが拡大しつつありまして、さらなる横展開を幅広く働きかけることにしております。

以上でございます。

大田議長 では、全体を総括して金丸議長代理、お願いします。

金丸議長代理 ありがとうございます。農林水産を統括する立場で一言申し述べます。

農業の成長産業化に向けて、農業の制度改正だけでなく、現場を取り巻く農業以外の規制についても見直しを行うことが急務であります。今回、農業用ドローンの電波規制、畜舎建築の安全規制、高機能農機を装着したトラクターの公道走行に関する規制、肥料取締法の規制など、農業者の皆様にとって仕事がやりやすくなるような見直しを求めました。

このような規制見直しには、きめ細かに現場のニーズを掘り起こすことが必要です。農水省が他省の規制見直しの旗振り役となる必要があり、今回の答申では、ドローン、畜舎、トラクターなどの規制の見直しを農水省が中心となって行うメカニズムについても提言いたしました。

水産分野について、今回の答申では、まずは改正漁業法の運用の透明性を求めました。これに加え、漁業者の所得向上に向けた現場ニーズを酌み取った改革として、不適正な取

引の防止、中規模漁船に関する海技士乗り組み基準の見直し、魚病に詳しいかかりつけ獣医師制度の創設などを求めました。

規制改革推進会議の3年間、地方創生のためには、農林水産業の成長産業化が不可欠であるとの信念のもと、不退転の覚悟で改革に取り組みました。答申の実現には、総理のリーダーシップが不可欠であります。どうぞよろしくお願いいたします。

大田議長 本会議で扱いました案件では、総合取引所が第1次安倍内閣以来、実に12年の歳月をかけて実現の運びとなりました。喜ばしいことではありますが、やはり時間がかかりすぎです。全般的に今の時間軸では日本の技術力や人材が活かされません。この危機感を後継組織に引き継ぎたいと思います。

3年間で5回の答申を行い、これが最後の答申になります。御指導いただきました総理、官房長官、片山大臣に心から感謝を申し上げます。

御尽力いただいた委員の皆様、事務局の皆様、本当にありがとうございました。

では、ここで、報道関係の方が入室されます。

(報道関係者入室)

大田議長 それでは、安倍総理に答申をお渡しいたします。

(答申手交)

大田議長 総理より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

安倍内閣総理大臣 本日は、第5次となる答申を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

今回の答申では、全ての小・中・高校におけるデジタル技術の活用を通じた教育の質の向上、副業・兼業を促進するための労働時間の通算の在り方の見直しや、介護休暇の柔軟な取得を可能とする制度改革など、働き方改革の一層の推進、さらに、地方創生の観点から地域再生に資する事業に係る地銀の出資規制見直しや、畜舎のコスト削減を図るための規制改革など幅広い分野で大胆な提言を頂きました。

政府として、この答申を受け、直ちに規制改革実施計画を策定し、改革の実現を急ぐ考えであります。

規制改革は、安倍政権の成長戦略の柱であります。この3年間、規制改革推進会議の皆様のお力を得て、幅広い分野にわたって大胆な改革を力強く進めることができました。

大田議長、金丸議長代理を始め、委員の皆様には、大変なお力添えを頂いたことを改めて御礼申し上げます。こう思う次第でございます。また、皆様の御協力によりまして、いくつかの対策を成し遂げることができたわけですが、同時に大田議長からお話があったように時間がかかりすぎると、この時間軸では今のこの大きな変化の状況の中で日本の行く末が心配ではないかという趣旨のお話を頂いたわけですが、安倍政権としてもその議長の懸念はしっかりと受け止めながら、スピードこそ最も重要な要素であるという認識を持ちながら、しっかりと対策に進んでいきたいと、このように思います。誠に皆様、ありがとうございました。

大田議長 総理、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。